

入学予定者サポートプログラム

刑法② 既修

財産犯に強くなるー財産犯の全体像をつかもうー
(刑法各論のポイント)

26/1/10 水野智幸

刑法各論の分類

- 個人的法益に対する罪
 - ・財産 ・生命・身体 ・自由 ・人格等
- 社会的法益に対する罪
 - ・公共の安全 ・偽造
- 国家的法益
 - ・司法作用の妨害 ・賄賂

刑法総論との関係

- 各論は、個別的な解釈ができれば良い
 - 総論は、体系(全体を貫く原則)が重要
- 勉強上、重視すべき罪は限られている
 - ①財産犯、②自由、③生命身体、④偽造
- 各論は、判例がより重要

刑法各論の勉強の仕方

- 本試験の「短答式問題」が最良
 - 必要な、判例や学説の知識がほぼ網羅
 - 細切れに勉強できる（隙間時間の活用）
 - 今すぐにでも始めるべき

財産犯の構造

- 領得罪
 - 窃盗罪、不動産侵奪罪、強盗罪
 - 詐欺罪、恐喝罪
 - 横領罪、背任罪
 - 盗品関与罪
- 毀棄罪
- 客体として「財物」と「財産上の利益」の2種

窃盗罪の奥深さ

- 財産法の代表選手（基本的問題）
 - 貴重な情報を盗み出すのは窃盗？
 - 「本権説」と「占有説」の対立
 - 「実行の着手時期」に関する判例の変遷
 - 不法領得の意思
 - 権利者排除意思
 - 利用処分意思

詐欺罪の重要性

- 欺罔⇒錯誤⇒交付意思⇒交付（財産的損害）
 - － 上記の経路を充たす必要（複雑）
 - － 近年の特殊詐欺の激増に応じて判例も増加
- 封筒すり替え型特殊詐欺は窃盗or詐欺？
- 他人を搭乗させる目的で、自己名義の搭乗券を定価で買う行為は詐欺？

横領罪のイメージをつかむ

- 不動産の二重譲渡（民法の基本問題）
 - 売主は、第1買主のために不動産を占有
 - これを第2買主に売るのは横領
- 会社の社長が、会社の銀行預金を下ろして私用に費消した
 - 社長は、会社のためにお金を占有
 - これを私用に使ってしまうのは横領

その他の財産犯の切り口1

- キャッシュカードを盗んだ後、脅迫して暗証番号を聞き出す行為は強盗罪(1項or2項)か
- 事後強盗罪の成否
 - 窃盗犯が屋根裏に長時間隠れていたが発見され、暴行脅迫した場合は？
- 債権者が、債務者を脅して取り立てた場合は何罪？

その他の財産犯の切り口2

- 盗品等関与罪

- － 保護法益は被害者の盗品等に対する「追求権」

- ・ では、被害者に盗品を戻す(ただし手数料はもらう)行為は盗品等関与罪に当たる？

- 毀棄罪

- － 「毀棄」とは、物質的損壊説or効用侵害説

- ・ 公衆トイレに落書きする行為は？

その他の犯罪の切り口

- ニセの110番通報した場合は何罪？
 - 公務執行妨害罪と業務妨害罪の関係
 - 「権力的業務」 ⇒ 自力排除力
- 文書を偽造するとは
 - 名義人と作成者の人格の同一性を偽ること
 - 同姓同名の弁護士の氏名を偽ったら？

終わりに

- 4月の入学までの過ごし方
- 法廷傍聴の勧め
 - 法廷傍聴はどこでも自由
 - 地裁の刑事事件は分かりやすい
 - メモ取りも可（スマホの電源は切ること）
 - 午前10時～、午後1時15分～